

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五四二二二号）（令）

（特設品目は改出品目）

区 出 稼	限 行
<p>別表</p> <p>第1 居宅介護</p> <p>1～4の2 (略)</p> <p>5 福祉・介護職員処遇改善加算</p> <p>注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定居宅介護事業所等（国、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下「のぞみの園」という。）又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。6において同じ。）が、利用者に対し、指定居宅介護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>イ 福祉・介護職員処遇改善加算() 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の303に相当する単位数</p> <p>ロ 福祉・介護職員処遇改善加算() 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の221に相当する単位数</p> <p>ハ 福祉・介護職員処遇改善加算() 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の123に相当する単位数</p> <p>ニ 福祉・介護職員処遇改善加算() ハにより算定した単位数</p>	<p>別表</p> <p>第1 居宅介護</p> <p>1～4の2 (略)</p> <p>5 福祉・介護職員処遇改善加算</p> <p>注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定居宅介護事業所等（国、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下「のぞみの園」という。）又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。6において同じ。）が、利用者に対し、指定居宅介護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(新設)</p> <p>イ 福祉・介護職員処遇改善加算() 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の221に相当する単位数</p> <p>ロ 福祉・介護職員処遇改善加算() 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の123に相当する単位数</p> <p>ハ 福祉・介護職員処遇改善加算() ロにより算定した単位数</p>

の100分の90に相当する単位数

ホ 福祉・介護職員処遇改善加算() Ⅷにより算定した単位数
の100分の80に相当する単位数

6 (略)

第2 重度訪問介護

1～5の2 (略)

6 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定重度訪問介護事業所等(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。7において同じ。)が、利用者に対し、指定重度訪問介護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算() 1から5の2までにより算定した単位数の100分の192に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算() 1から5の2までにより算定した単位数の1000分の140に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算() 1から5の2までにより算定した単位数の1000分の78に相当する単位数

ニ 福祉・介護職員処遇改善加算() Ⅷにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

ホ 福祉・介護職員処遇改善加算() Ⅷにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

の100分の90に相当する単位数

三 福祉・介護職員処遇改善加算() ロにより算定した単位数
の100分の80に相当する単位数

6 (略)

第2 重度訪問介護

1～5の2 (略)

6 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定重度訪問介護事業所等(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。7において同じ。)が、利用者に対し、指定重度訪問介護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
(新設)

イ 福祉・介護職員処遇改善加算() 1から5の2までにより算定した単位数の1000分の140に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算() 1から5の2までにより算定した単位数の1000分の78に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算() ロにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

ニ 福祉・介護職員処遇改善加算() ロにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

7 (略)

第3 同行援護

1～4 (略)

5 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定同行援護事業所等(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。6において同じ。)が、利用者に対し、指定同行援護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算() 1から4までにより算定した単位数の1000分の303に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算() 1から4までにより算定した単位数の1000分の221に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算() 1から4までにより算定した単位数の1000分の123に相当する単位数

ニ 福祉・介護職員処遇改善加算() ハにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

ホ 福祉・介護職員処遇改善加算() ハにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

6 (略)

第4 行動援護

1～4の2 (略)

7 (略)

第3 同行援護

1～4 (略)

5 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定同行援護事業所等(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。6において同じ。)が、利用者に対し、指定同行援護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。(新設)

イ 福祉・介護職員処遇改善加算() 1から4までにより算定した単位数の1000分の221に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算() 1から4までにより算定した単位数の1000分の123に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算() ロにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

ニ 福祉・介護職員処遇改善加算() ロにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

6 (略)

第4 行動援護

1～4の2 (略)

5 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定行動援護事業所等（国、のぞみの圏又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。6において同じ。）が、利用者に対し、指定行動援護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算() 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の254に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算() 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の185に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算() 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の103に相当する単位数

ニ 福祉・介護職員処遇改善加算() ハにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

ホ 福祉・介護職員処遇改善加算() ハにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

6 (略)

第5 療養介護

1～5 (略)

6 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護事業所（国、のぞみの圏又は独立行政法人

5 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定行動援護事業所等（国、のぞみの圏又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。6において同じ。）が、利用者に対し、指定行動援護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
(新設)

イ 福祉・介護職員処遇改善加算() 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の185に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算() 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の103に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算() ロにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

ニ 福祉・介護職員処遇改善加算() ロにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

6 (略)

第5 療養介護

1～5 (略)

6 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護事業所（国、のぞみの圏又は独立行政法人

国立病院機構が行う場合を除く。7において同じ。)が、利用者に対し、指定療養介護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(一) 1から5までにより算定した単位数の1000分の35に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(二) 1から5までにより算定した単位数の1000分の25に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(三) 1から5までにより算定した単位数の1000分の14に相当する単位数

ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(四) ハにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(五) ハにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

7 (略)

第6 生活介護

1～13 (略)

14 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。15において同じ。)が、利用者に対し、指定生活介護等又は基準該当生活介護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

国立病院機構が行う場合を除く。7において同じ。)が、利用者に対し、指定療養介護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(新設)

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(一) 1から5までにより算定した単位数の1000分の25に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(二) 1から5までにより算定した単位数の1000分の14に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(三) ロにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(四) ロにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

7 (略)

第6 生活介護

1～13 (略)

14 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。15において同じ。)が、利用者に対し、指定生活介護等又は基準該当生活介護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算() 1から13までにより算定した単位数の1000分の42に相当する単位数(指定障害者支援施設にあつては、1000分の69に相当する単位数)

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算() 1から13までにより算定した単位数の1000分の31に相当する単位数(指定障害者支援施設にあつては、1000分の50に相当する単位数)

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算() 1から13までにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数(指定障害者支援施設にあつては、1000分の28に相当する単位数)

ニ 福祉・介護職員処遇改善加算() ハにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

ホ 福祉・介護職員処遇改善加算() ハにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

15 (略)

第7 短期入所

1～12 (略)

13 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定短期入所事業所又は基準該当短期入所事業所(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。14において同じ。)が、利用者に対し、指定短期入所又は基準該当短期入所を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。た

ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(新設)

イ 福祉・介護職員処遇改善加算() 1から13までにより算定した単位数の1000分の31に相当する単位数(指定障害者支援施設にあつては、1000分の50に相当する単位数)

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算() 1から13までにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数(指定障害者支援施設にあつては、1000分の28に相当する単位数)

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算() ロにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

ニ 福祉・介護職員処遇改善加算() ロにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

15 (略)

第7 短期入所

1～12 (略)

13 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定短期入所事業所又は基準該当短期入所事業所(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。14において同じ。)が、利用者に対し、指定短期入所又は基準該当短期入所を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。た

だし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(一) 1から12までにより算定した単位数の1000分の69に相当する単位数(指定宿泊型自立訓練(指定障害福祉サービス基準第166条第1項第1号ロに規定する指定宿泊型自立訓練をいう。以下同じ。))を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所(同項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業所をいう。以下同じ。)(単独型事業所を除く。))において行う場合にあつては1000分の57に相当する単位数、指定共同生活援助事業所(指定障害福祉サービス基準第208条第1項に規定する指定共同生活援助事業所をいう。以下同じ。)(単独型事業所を除く。))において行う場合にあつては1000分の74に相当する単位数、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所(指定障害福祉サービス基準第213条の4第1項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所をいう。以下同じ。)(単独型事業所を除く。))において行う場合にあつては1000分の170に相当する単位数又は単独型事業所において行う場合にあつては1000分の42に相当する単位数)

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(二) 1から12までにより算定した単位数の1000分の50に相当する単位数(指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所(単独型事業所を除く。))において行う場合にあつては1000分の41に相当する単位数、指定共同生活援助事業所(単独型事業所を除く。))において行う場合にあつては1000分の54に相当する単位数、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所(単独型事業所を除く。))において行う場合にあつては1000分の124に相当

だし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(新設)

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(一) 1から12までにより算定した単位数の1000分の50に相当する単位数(指定宿泊型自立訓練(指定障害福祉サービス基準第166条第1項第1号ロに規定する指定宿泊型自立訓練をいう。以下同じ。))を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所(同項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業所をいう。以下同じ。))において行う場合(単独型事業所を除く。))にあつては1000分の41に相当する単位数、指定共同生活援助事業所(指定障害福祉サービス基準

する単位数又は単独型事業所において行う場合にあつては1000分の31に相当する単位数)

△ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 1から12までにより算定

した単位数の1000分の28に相当する単位数(指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所(単独型事業所を除く。))において行う場合にあつては1000分の23に相当する単位数、指定共同生活援助事業所(単独型事業所を除く。))において行う場合にあつては1000分の30に相当する単位数、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所(単独型事業所を除く。))において行う場合にあつては1000分の69に相当する単位数又は単独型事業所において行う場合にあつては1000分の17に相当する単位数)

Ⅲ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) Ⅰにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) Ⅰにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

14 (略)

第8 重度障害者等包括支援

1・2 (略)

準第208条第1項に規定する指定共同生活援助事業所をいう。以下同じ。)(単独型事業所を除く。))において行う場合にあつては1000分の54に相当する単位数、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所(指定障害福祉サービス基準第213条の4第1項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所をいう。以下同じ。)(単独型事業所を除く。))において行う場合にあつては1000分の124に相当する単位数又は単独型事業所において行う場合にあつては1000分の31に相当する単位数)

□ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 1から12までにより算定

した単位数の1000分の28に相当する単位数(指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所において行う場合(単独型事業所を除く。))にあつては1000分の23に相当する単位数、指定共同生活援助事業所(単独型事業所を除く。))において行う場合にあつては1000分の30に相当する単位数、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所(単独型事業所を除く。))において行う場合にあつては1000分の69に相当する単位数又は単独型事業所において行う場合にあつては1000分の17に相当する単位数)

Ⅰ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) Ⅰにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

Ⅲ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) Ⅰにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

14 (略)

第8 重度障害者等包括支援

1・2 (略)

3 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定重度障害者等包括支援事業所（国、のぞみの圏又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。4において同じ。）が、利用者に対し、指定重度障害者等包括支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算() 1及び2により算定した単位数の1000分の25に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算() 1及び2により算定した単位数の1000分の18に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算() 1及び2により算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

ニ 福祉・介護職員処遇改善加算() ハにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

ホ 福祉・介護職員処遇改善加算() ハにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

4 (略)

第9 施設入所支援

1～13 (略)

14 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届

3 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定重度障害者等包括支援事業所（国、のぞみの圏又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。4において同じ。）が、利用者に対し、指定重度障害者等包括支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(新設)

イ 福祉・介護職員処遇改善加算() 1及び2により算定した単位数の1000分の18に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算() 1及び2により算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算() ロにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

ニ 福祉・介護職員処遇改善加算() ロにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

4 (略)

第9 施設入所支援

1～13 (略)

14 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届

け出た指定障害者支援施設等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。15において同じ。）が、利用者に対し、指定施設入所支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算() 1から13までにより算定した単位数の1000分の69に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算() 1から13までにより算定した単位数の1000分の50に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算() 1から13までにより算定した単位数の1000分の28に相当する単位数

ニ 福祉・介護職員処遇改善加算() ハにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

ホ 福祉・介護職員処遇改善加算() ハにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

15 (略)

第10 自立訓練（機能訓練）

1～8 (略)

9 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等又は基準該当自立訓練（機能訓練）事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。10において同じ。）が、利用者に対し、指定自立訓練（機能訓練）等又は基準該当

け出た指定障害者支援施設等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。15において同じ。）が、利用者に対し、指定施設入所支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(新設)

イ 福祉・介護職員処遇改善加算() 1から13までにより算定した単位数の1000分の50に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算() 1から13までにより算定した単位数の1000分の28に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算() ロにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

ニ 福祉・介護職員処遇改善加算() ロにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

15 (略)

第10 自立訓練（機能訓練）

1～8 (略)

9 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等又は基準該当自立訓練（機能訓練）事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。10において同じ。）が、利用者に対し、指定自立訓練（機能訓練）等又は基準該当

自立訓練（機能訓練）を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(1) 1から8までにより算定した単位数の1000分の57に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000分の69に相当する単位数）

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(1) 1から8までにより算定した単位数の1000分の41に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000分の50に相当する単位数）

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(1) 1から8までにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000分の28に相当する単位数）

ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(1) ハにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(1) ハにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

10 （略）

第11 自立訓練（生活訓練）

1～12 （略）

13 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等又は基準該当自立訓練（生活訓練）事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。14において同じ。）

自立訓練（機能訓練）を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

（新設）

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(1) 1から8までにより算定した単位数の1000分の41に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000分の50に相当する単位数）

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(1) 1から8までにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000分の28に相当する単位数）

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(1) ロにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(1) ロにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

10 （略）

第11 自立訓練（生活訓練）

1～12 （略）

13 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等又は基準該当自立訓練（生活訓練）事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。14において同じ。）

が、利用者に対し、指定自立訓練（生活訓練）等又は基準該当自立訓練（生活訓練）を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(一) 1から12までにより算定した単位数の1000分の57に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000分の69に相当する単位数）

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(二) 1から12までにより算定した単位数の1000分の41に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000分の50に相当する単位数）

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(三) 1から12までにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000分の28に相当する単位数）

ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(四) ハにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(五) ハにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

14 （略）

第12 就労移行支援

1～15 （略）

16 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。17において同じ。）が

が、利用者に対し、指定自立訓練（生活訓練）等又は基準該当自立訓練（生活訓練）を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

（新設）

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(一) 1から12までにより算定した単位数の1000分の41に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000分の50に相当する単位数）

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(二) 1から12までにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000分の28に相当する単位数）

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(三) ロにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(四) ロにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

14 （略）

第12 就労移行支援

1～15 （略）

16 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。17において同じ。）が

、利用者に対し、指定就労移行支援等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(一) 1から15までにより算定した単位数の1000分の67に相当する単位数(指定障害者支援施設にあつては、1000分の69に相当する単位数)

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(二) 1から15までにより算定した単位数の1000分の49に相当する単位数(指定障害者支援施設にあつては、1000分の50に相当する単位数)

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(三) 1から15までにより算定した単位数の1000分の27に相当する単位数(指定障害者支援施設にあつては、1000分の28に相当する単位数)

ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(四) ハにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(五) ハにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

17 (略)

第13 就労継続支援A型

1～14 (略)

15 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所等(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。16において同じ。)が、利用者に対し、指定就労継続支援A型等を行った場合に

、利用者に対し、指定就労移行支援等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(新設)

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(一) 1から15までにより算定した単位数の1000分の49に相当する単位数(指定障害者支援施設にあつては、1000分の50に相当する単位数)

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(二) 1から15までにより算定した単位数の1000分の27に相当する単位数(指定障害者支援施設にあつては、1000分の28に相当する単位数)

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(三) ロにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(四) ロにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

17 (略)

第13 就労継続支援A型

1～14 (略)

15 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所等(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。16において同じ。)が、利用者に対し、指定就労継続支援A型等を行った場合に

、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算() 1から14までにより算定した単位数の1000分の54に相当する単位数(指定障害者支援施設にあつては、1000分の69に相当する単位数)

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算() 1から14までにより算定した単位数の1000分の40に相当する単位数(指定障害者支援施設にあつては、1000分の50に相当する単位数)

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算() 1から14までにより算定した単位数の1000分の22に相当する単位数(指定障害者支援施設にあつては、1000分の28に相当する単位数)

ニ 福祉・介護職員処遇改善加算() ハにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

ホ 福祉・介護職員処遇改善加算() ハにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

16 (略)

第14 就労継続支援 B 型

1～16 (略)

17 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援 B 型事業所等又は基準該当就労継続支援 B 型事業所(国、のぞみの圏又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。18において同じ。)が、利用者に対し、指定就労継続支援 B 型等又は基準該当就労継続支援

、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(新設)

イ 福祉・介護職員処遇改善加算() 1から14までにより算定した単位数の1000分の40に相当する単位数(指定障害者支援施設にあつては、1000分の50に相当する単位数)

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算() 1から14までにより算定した単位数の1000分の22に相当する単位数(指定障害者支援施設にあつては、1000分の28に相当する単位数)

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算() ロにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

ニ 福祉・介護職員処遇改善加算() ロにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

16 (略)

第14 就労継続支援 B 型

1～16 (略)

17 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援 B 型事業所等又は基準該当就労継続支援 B 型事業所(国、のぞみの圏又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。18において同じ。)が、利用者に対し、指定就労継続支援 B 型等又は基準該当就労継続支援

B型を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算() 1から16までにより算定した単位数の1000分の52に相当する単位数(指定障害者支援施設にあつては、1000分の69に相当する単位数)

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算() 1から16までにより算定した単位数の1000分の38に相当する単位数(指定障害者支援施設にあつては、1000分の50に相当する単位数)

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算() 1から16までにより算定した単位数の1000分の21に相当する単位数(指定障害者支援施設にあつては、1000分の28に相当する単位数)

ニ 福祉・介護職員処遇改善加算() ハにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

ホ 福祉・介護職員処遇改善加算() ハにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

第15 共同生活援助

1～8 (略)

9 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。10において同じ。)が、利用者に対し

B型を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(新設)

イ 福祉・介護職員処遇改善加算() 1から16までにより算定した単位数の1000分の38に相当する単位数(指定障害者支援施設にあつては、1000分の50に相当する単位数)

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算() 1から16までにより算定した単位数の1000分の21に相当する単位数(指定障害者支援施設にあつては、1000分の28に相当する単位数)

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算() ロにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

ニ 福祉・介護職員処遇改善加算() ロにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

第15 共同生活援助

1～8 (略)

9 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。10において同じ。)が、利用者に対し

、指定共同生活援助又は外部サービスマ利用型指定共同生活援助を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる区分に応じ、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(一)

一 指定共同生活援助事業所の場合 1から8まで(1の2及び1の3を除く。ロの、及び10の において同じ。)により算定した単位数の1000分の74に相当する単位数

一 外部サービスマ利用型指定共同生活援助事業所の場合 1の2から8まで(1の6を除く。ロの、及び10の において同じ。)により算定した単位数の1000分の170に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(一)

指定共同生活援助事業所の場合 1から8までにより算定した単位数の1000分の54に相当する単位数

外部サービスマ利用型指定共同生活援助事業所の場合 1の2から8までにより算定した単位数の1000分の124に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(一)

指定共同生活援助事業所の場合 1から8までにより算定した単位数の1000分の30に相当する単位数

外部サービスマ利用型指定共同生活援助事業所の場合 1の2から8までにより算定した単位数の1000分の69に相当

、指定共同生活援助又は外部サービスマ利用型指定共同生活援助を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる区分に応じ、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(新設)

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(一)

指定共同生活援助事業所の場合 1から8まで(1の2及び1の3を除く。ロの、及び10の において同じ。)により算定した単位数の1000分の54に相当する単位数

外部サービスマ利用型指定共同生活援助事業所の場合 1の2から8まで(1の6を除く。ロの、及び10の において同じ。)により算定した単位数の1000分の124に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(一)

指定共同生活援助事業所の場合 1から8までにより算定した単位数の1000分の30に相当する単位数

外部サービスマ利用型指定共同生活援助事業所の場合 1の2から8までにより算定した単位数の1000分の69に相当

<p>する単位数</p> <p>三 福祉・介護職員処遇改善加算(一) 八により算定した単位数 の100分の90に相当する単位数</p> <p>ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(一) 八により算定した単位数 の100分の80に相当する単位数</p> <p>10 (略)</p>	<p>する単位数</p> <p>ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(一) 四により算定した単位数 の100分の90に相当する単位数</p> <p>三 福祉・介護職員処遇改善加算(一) 四により算定した単位数 の100分の80に相当する単位数</p> <p>10 (略)</p>
--	--